



あやめ

W
PA Certified Public Tax Accountants & Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 5月の税務と労務

5月

(皐月) MAY

3日・憲法記念日 4日・みどりの日 5日・こどもの日

- 国 税／4月分源泉所得税の納付 5月10日
- 国 税／3月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月31日
- 国 税／9月決算法人の中間申告 5月31日
- 国 税／6月、9月、12月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／個人事業者の消費税等の中間申告(年3回の場合) 5月31日
- 国 税／確定申告税額の延納届出による延納税額の納付 5月31日
- 国 税／特別農業所得者の承認申請 5月15日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

地方税／自動車税・鉦区税の納付

都道府県の条例で定める日

ワンポイント

法人インフォメーション 経済産業省が本年1月から運用を開始しているWebサイト。国税庁の法人番号公表サイトと同様、知りたい法人の法人番号・法人名(商号)・所在地の基本3情報がわかる他、各省庁が保有するその法人に関する許認可、委託契約受注、補助金交付、表彰受賞等の情報がある場合には、一括で検索・閲覧できます。

年金受給の 資格期間短縮

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間（国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む）と国民年金の保険料免除期間などを合算した期間（以下、「資格期間」といいます）が一定以上あることが要件とされています。

これまでは、この資格期間は原則として「二十五年」以上とされていましたが、平成二十九年八月一日からは、資格期間が「十年」以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

一 年金請求書の送付

平成二十九年八月一日時点の資格期間が十年以上二十五年未満の者であって、老齢年金を請求し得る年齢に該当するものには、平成二十九年七月までの間に「年金請求書」が住所地に送

付されます。

記載方法や年金請求に必要な添付書類（戸籍謄本・住民票等）の案内については、年金請求書と併せて送付されます。

※生年月日に応じた送付スケジュールは、日本年金機構のホームページで確認下さい。
※請求手続きは平成二十九年八月一日以前でも可能です。

二 年金の受取・相談

年金事務所の窓口で請求をし、支給決定が行われると、平成二十九年八月以降に「年金証書・年金決定通知書」が住所地に送付され、平成二十九年十月以降に支払われることとなります。

なお、日本年金機構のホームページには、相談受付時間の案内のほか、混雑状況・混雑予測も公開されていますので、請求手続きや年金についての相談を希望する場合は、利用されるとよいでしょう。

三 支給停止

資格期間の短縮により老齢年金の受給権が発生した場合であっても、次の調整ルールにより年金額の全部または一部が支給停止されることもあります。

(一) 報酬との調整

厚生年金保険の被保険者については、勤務先から受ける報酬と年金との調整により年金額の全部または一部が支給停止されることがあります。

調整方法は、六五歳未満と六五歳以上とで異なっています。

① 六十五歳未満

六十五歳未満の者は、報酬（注¹）と年金（注²）の月額の合計が「二十八万円」以下のときに全額が支給され、二十八万円を上回る場合は、所定の計算方法による支給停止が行われます。

② 六十五歳以上

六十五歳以上の者は、報酬と年金の月額の合計が「四十万円」（注³）以下のときに全額が支給され、四十六万円を上回る場合は、所定の計算方法による支給停止が行われます。

注1 「報酬」：年金との調整に用いる報酬を「総報酬月額相当額」といい、「（その月の標準報酬月額）+（直近一年間の標準賞与額の合計）÷十二」によって算出します。

注2 「年金」：六十五歳未満の者は「加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生年金の月額」六十五歳以上の者は「加給年金額を除いた老齢厚生年金（報酬比例部分）の月額」を用います。

注3 「四十六万円」：従来は「四十七万円」とされていたが、平成二十九年度は「四十六万円」に改定されました。

(二) 雇用保険との調整

雇用保険の失業給付（基本手当）、高齢雇用継続給付金を受けている者は、年金額の全部または一部が支給停止されます。

① 基本手当との調整

六十五歳未満の者に支給される老齢厚生年金と雇用保険の基本手当は同時に受けることができません。

ハローワークで求職の申込みを行った日の属する月の翌月から基本手当の受給期間が経過した日の属する月（または所定給付日数を受け終わった日の属する月）まで、老齢厚生年金が全額支給停止されます。

② 雇用継続給付との調整

厚生年金保険に加入している者に老齢年金の受給権が生じた場合であって、その者が雇用保険の「高年齢雇用継続給付」を受けられる場合は、前記(一)の報酬との調整による支給停止のほか、高年齢雇用継続給付との調整により老齢厚生年金の一部が支給停止の対象となることがあります。

注 「高年齢雇用継続給付」：

雇用保険の加入期間が五年以上ある六十歳以上六十五歳未満の者を対象とする制度です。六十歳以降に受ける賃金額が六十歳到達時の七十五%未満となったときに、雇用保険から支給（給付額は賃金の低下割合により求め、賃金額の十五%に相当する額が上限）されます。

四 他の年金との調整

資格期間の長さが短縮されることに伴って老齢基礎年金などの受給権が発生することがありますが、年金は「一人一年金」が原則とされているため、障害年金や遺族年金を受給している者に、さらに老齢年金の受給権が生じたときは、どちらか一方

を選択することとなります。

ただし、六十五歳以上の者に支給される「障害基礎年金と老齢厚生年金」、「遺族厚生年金と老齢基礎年金」など、併せて受給することが認められている給付もあります。

これまで加入していた制度、受給している年金の種類等に応じて取り扱いが様々なため、他の年金の受給権を有している場合は、年金事務所にて相談の上で請求手続きを行っていくことをお勧めします。

五 資格期間が十年未満のとき

十年以上の資格期間がない者であっても、各種制度を利用すること、年金受給に必要な資格期間を満たす場合があります。

(一) 国民年金の任意加入制度

本人の申出により任意加入をし、国民年金保険料（以下、「保険料」といいます）を納めることで、年金を受給するために必要な資格期間を満たすことができます。

制度概要をいくつかご紹介いたします。

・ 六十五歳未満の者は、老齢基礎年金の繰上げ支給を受け

ていないことが要件とされます。

・ 六十五歳未満の者は、資格期間（十年）を満たした後も引き続き任意加入を続けることができます（年金額を増額したい場合）。

・ 資格期間を満たしていない場合は七十歳まで任意加入できます。

(二) 後納制度

過去五年以内に保険料を納付していない月がある場合、保険料の後納制度を利用することができます。

この後納制度は、平成二十七年十月から平成三十年九月までの三年間に限られていることに注意を要します。

なお、過去「十年」の分を後納する制度は、平成二十七年九月三十日をもって終了しており、現行では「五年」の後納のみ認められています。

(三) 特定期間該当届

背景

会社員や公務員（第二号被保険者）に扶養されている配偶者（専業主婦・主夫・第三号被保険者）は、保険料を納

める必要はありませんが、第二号被保険者が会社を退職したときや、第三号被保険者自身の年収が増え被扶養者から外れたとき等には、届出（第三号被保険者から第一号被保険者への切り替え）をし、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が二年以上遅れた場合、二年より前の期間には保険料を納付することができず、保険料の「未納期間」が発生していました。

(2) 制度改正

平成二十五年に制度改正が行われ前記の事情に該当する者が「特定期間該当届」を提出したときは、「未納期間」を、年金受給に必要な資格期間に算入できることとされました。

なお、「特定期間該当届」の提出をしたときは、最大で十年分の保険料を遡って納めることもできます（「特例追納」といいます）。納付できる期間は平成三十年三月までとされています。年金額の増額を希望される際は、特例追納をご利用ください。

年金額等の改定

公的年金は、物価や賃金水準の変動に基づく改定ルールにより、毎年度見直しが行われています。平成29年度の年金額等について説明します。

1 年金額

平成29年度は、物価変動率（マイナス0.1%）を反映し、前年度より引き下げて支給することとされました。

改定後の金額による支払いは、4月分の年金が支払われる6月からとなります。

改定された年金額の例を掲げます。

① 国民年金

国民年金保険料を40年間納付したときの1月あたりの老齢基礎年金額は64,941円（前年比マイナス67円）です。

② 厚生年金

夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額は、1月あたり221,277円（前年比マイナス227円）です。

※ 夫が平均的収入 {平均標準報酬(賞与含む月額換算) 42.8万円} で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準として厚生労働省より公表されているものです。

2 国民年金保険料

平成29年度の保険料額は月額16,490円となり、平成28年度と比べ230円の引上げとなります。

※国民年金保険料は、平成16年の制度改革により、平成29年度まで毎年段階的に引き上げられています。

3 在職老齢年金

会社員等が働きながら老齢厚生年金を受給しているときは、報酬と年金との調整が行われます（在職老齢年金）。

平成29年度は、65歳未満の支給停止調整変更額と65歳以降の支給停止調整額が46万円（従来は47万円）に改定されました。なお、65歳未満の支給停止調整開始額（28万円）については変更ありません。

健康保険から労災保険への切替

労働災害発生時に、健康保険証により治療を受けた場合は、健康保険から労災保険への切り替え手続きが必要です。従来は、医療費の全額を一時的に自己負担（例 窓口負担3割のほか、残りの7割相当額も健康保険に申し立て）した上で、労災保険の給付を請求することとされていました。この取り扱いが見直され、医

療費の全額を一時的に自己負担することが困難な場合は、保険者（例…健康保険と労災保険）の間で調整をし、被災者がいったん全額負担することをせずに、労災保険に切り替えることが認められるようになりました。利用する場合は、労働基準監督署で、「いったん全額を自己負担せずに請求したい」旨を申し出て、ご相談ください。

雇用保険関係手続の見直し

雇用保険関係手続（電子申請を含む）の迅速な処理のため、平成29年2月に全国のパワーワークで手続きの見直しが行われました。その一部を説明します。

届出処理については「離職票の発行手続を最優先」とし、「資格取得届等の処理には時間がかかる場合がある」とされています。特に時間を要する例として、前職での資格喪失処理が終了していない場合や、雇用保険被保険者番号が不明の場合などが掲げられています。

また、電子申請については、離職票発行時の添付書類（「離職証明書の記載内容に関する確認書」および「被保険者の確認を得られないやむを得ない理由についての疎明書」）の添付省略^{*}などが可能とされました。

※電子申請時の添付は省略できますが、後日確認する場合があり、「書類の取得と保存をお願いします」とされています。